

委員会等設置規程

平成25年4月22日理事会決定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県測量設計業協会（以下「協会」という。）定款第39条及び業務施行規則第6条に規定する委員会等の設置について定める。

(委員会)

第2条 委員会は、次の各号に定めるものをおく。ただし、特別委員会については第11条の定めによる。

- (1) 総務事業委員会
- (2) 企画経営委員会
- (3) 技術研修委員会
- (4) 特別委員会

(部会)

第3条 各委員会には、次の各部会をおくことができる。

- (1) 総務事業委員会
 - 1) 総務広報部会
 - 2) 事業部会
- (2) 企画経営委員会
 - 1) 企画部会
 - 2) 経営法制部会
 - 3) 公益法人部会
- (3) 技術研修委員会
 - 1) 技術部会
 - 2) 学校研修部会
 - 3) 地籍調査推進部会
- (4) 特別委員会

必要に応じて部会を設置することができる

2 委員会及び部会の所掌事項は別表「委員会職務分掌表」のとおりとする。

(地区会議)

第4条 協会に、地区会議をおく。

- 2 地区会議は、地理的なまとまりのある一定の地区ごとに設置し、それぞれの地区に本店を置く会員はすべて所属するものとする。それぞれの地区の範囲は、別に定める「地区会議設置基準」のとおりとする。
- 3 地区会議の組織、役員、会計等は、協会の目的、事業等に反しない限り各地区の自主性に委ねるものとする。

(委員の任命及び定数)

- 第 5 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、地区会議が推薦した者のなかから、理事会の意見を聴き会長が委嘱する。
- 2 前項の委員は、原則として会員（協会に所属する会員の代表者、代表者が書面をもって協会活動について委任したものを含む、以下「会員」という。）とする。
 - 3 委員会の委員は、部会ごとに委嘱するものとし、部会の委員（以下「部会員」という。）の定数は、原則として担当理事を含め各地区1名ずつとする。

(委員の任期)

- 第 6 条 委員の任期は、役員の任期に準じて、会長が委嘱状において定める日までとする。

(委員会及び部会の構成)

- 第 7 条 委員会は、第5条に定める会長が委嘱した委員全員をもって構成する。
- 2 委員会の委員長は、原則として業務執行理事のなかから委嘱し、部会には部会員の互選により部会長及び副部会長をおく。
 - 3 委員長は、委員会を統括し委員会の議事につき理事会に報告する。
 - 4 部会長は、部会を統括し部会の議事につき委員長及び理事会に報告する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会及び部会の職務分掌)

- 第 8 条 委員会及び部会の職務は別に定める職務分掌表による。

(会 議)

- 第 9 条 委員会の会議は、原則として部会ごとの開催とし、部会長が招集する。ただし、必要ある場合は委員長が委員会を招集することができる。
- 2 部会長は、会議を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容

並びに会議の日時及び場所を示して期日の前に部会員に通知するものとする。

- 3 会議は、部会長が議長となるものとする。
- 4 会議は、部会員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 議事は、出席部会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、同一地区に所属する会員を代理人として出席させるものとする。

(議事録)

第10条 部会長は、会議の議事録を作成する。ただし、委員会を開催したときは委員長が作成する。

(特別委員会)

第11条 会長は、必要ある場合は理事会の承認を得て、特別委員会又は特別部会を設置することができる。この場合、特別委員会又は特別部会の定数、会議の開催方法、統括者等は前条までの規定に準じて適宜定める。

(その他の会議等)

- 第12条 会長及び委員長又は部会長は、必要ある場合は理事会の承認を得て、専門部会又は分科会を設置することができる。この場合、専門部会又は分科会の定数、会議の開催方法、統括者等はこの規定に準じて適宜定める。
- 2 前項の専門部会又は分科会の委員は、会員以外の者(会員に所属する社員、学識経験者、関係団体の役職員等)に委嘱することができる。
 - 3 委員長又は部会長は、必要ある場合は理事会の承認を得て、委員又は部会員以外の会員に事業への協力を求めることができる。

(疑義等)

第13条 この規程に疑義又は不足の事項があるときは、その都度理事会において協議して定める。

附 則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。
2. 平成14年4月1日制定の委員会規定は廃止する。

委員会等職務分掌表（委員会等設置規程別表）

平成25年4月22日理事会決定

委員会等設置規程第3条第2項に定める、委員会の職務の分掌は以下のとおりとする。

委員会名	部会名	所掌事項
総務事業委員会	総務広報部会	1. 協会の総務事務に関すること 2. 広報活動に関すること 3. 予算決算に関すること 4. 要望活動に関すること 5. その他、他の委員会に属さないこと
	事業部会	1. ちば測協地図展その他県民向けイベントに関すること 2. 福利厚生事業に関すること 3. 共同購入事業に関すること
企画経営委員会	企画部会	1. ちば測協県民講座その他県民向けの講座に関すること 2. 災害協定に関すること 3. 5か年計画に関すること 4. 入札制度の調査・研究に関すること
	経営法制部会	1. 経営改善調査研究に関すること 2. 測量法、独占禁止法等法令の遵守及び研究並びにこれら講習会に関すること 3. 経営改善又は法令等に関する研修に関すること
	公益法人部会	1. 協会、委員会、部会の公益目的事業の立案に関すること 2. 協会、委員会、部会の公益目的事業の検証に関すること
技術研修委員会	技術研修部会	1. 測量設計業を営む者、建設関連業を営む者に対する技術講習会及び研修会の開催 2. 技術研究に関すること 3. 技術講習の企画に関すること 4. 自治体等講師派遣に関すること 5. その他測量設計技術に関すること
	学校研修部会	1. 高校測量実習に関すること 2. 児童の測量体験に関すること 3. 学生の職場体験に関すること 4. 産学連携等、学校との共同事業や支援に関すること
	地籍調査部会	1. 地籍調査に関する支援・情報の収集に関すること
特別委員会		1. 会長又は理事会から委嘱された事項に関すること

※ 新規事業等、職務分掌に不足の事業項目については、理事会においてその都度協議して定める。

※ 特別委員会の委員長は会長が務め、担当理事がその補佐にあたる。

地区会議設置基準（委員会等設置規程別表）

平成25年4月22日理事会決定

委員会等設置規程第4条により設置する地区会議は以下のとおりとする。

地区名	市町村	摘要
中央	千葉市	
北西	八千代市、習志野市、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、柏市、野田市、我孫子市、白井市	
北東	印西市、佐倉市、四街道市、酒々井町、八街市、成田市、富里市、芝山町、多古町、神崎町、香取市、東庄町、銚子市、旭市	
東	横芝光町、山武市、東金市、九十九里町、大網白里市、白子町、茂原市、長柄町、長生村、一宮町、睦沢町、長南町、匝瑳市	
南	いすみ市、御宿町、大多喜町、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、鋸南町	
西	富津市、君津市、木更津市、袖ヶ浦市、市原市	